

第 29 次地方制度調査会の答申について（概要）

【平成 21 年 6 月 16 日】

(今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申)

第 1 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方

1 市町村合併をはじめとした基礎自治体についての現状認識

- 平成 11 年以来市町村合併が推進され、市町村数は 3,232 (H11. 3. 31) が 1,760 (H22. 3. 23 見込み) となり、全体として見た場合、市町村合併は相当程度進捗したと考えられる。
- 行政体制の整備等、合併の成果が出ている一方で、住民の声が届きにくくなっている等の懸念が現実化している地域もある。
- 人口 1 万人未満の小規模市町村が依然として 471 存在し、特に市町村合併の進捗率の低い都道府県に数多く所在しており、今後、小規模市町村の行財政基盤を強化することが課題となっている。

2 これからの基礎自治体のあり方

(1) 今後の基礎自治体像

- ・合併市町村で行財政基盤が強化された一方、人口規模に大きな差が生じるなど市町村の状況は多様になり、十分な行財政基盤を有していない市町村も見られる。

(2) 今後における市町村合併の支援のあり方

- ・従来と同様の手法により合併を促すことには限界があると考えられ、平成 11 年以來の全国的な合併促進運動は、現行特例法の期限である平成 22 年 3 月末までで一区切りとすることが適当。
- ・平成 22 年 4 月以降は、自主的な合併を選択する市町村に対して必要な支援措置を講ずることが適当。

(3) 事務処理方策に関する基本的な考え方

- ・市町村合併、周辺市町村間での広域連携や都道府県による補完等多様な選択肢を用意し、市町村が最も適した仕組みを自ら選択できるようにすべき。(定住自立圏構想等の地域活性化策の活用も)

3 今後の対応方策

(1) 市町村合併に関する方策

- ・市町村合併は、行財政基盤の強化の手法の一つとして、今後もなお有効。合併新法後も自らの判断で合併を進めようとする市町村を対象とした合併の特例法が必要である。
- ・具体的には、障害を除去するための措置や住民の意見を反映させるための措置（合併特例区、地域自治区等）等を定めることが適当。

(2) 広域連携の積極的な活用を促すための方策

市町村間又は市町村と都道府県との広域連携について、ニーズを踏まえた制度見直しを行う必要がある。

- ① 事務の委託：委託団体が事務処理の状況を把握し、受託団体に意見を提出できる制度検討
- ② 機関等の共同設置：内部組織、事務局及び行政機関も共同設置できるような制度検討

(3) 小規模市町村における事務執行の確保のための方策

- ・小規模市町村では事務処理体制や財政基盤が必ずしも十分ではなく、特に福祉・保健分野における体制整備が課題。今後、合併による行財政基盤の強化や広域連携方策に加え、なおこれらによっては必要な行政サービスを安定的に提供することが困難と考えられる小規模市町村があれば、その選択により、法令上義務付けられた事務の一部を都道府県が代わって処理することも考えられる。
- ・しかしながら、こうした方策については、様々な論点や是非の考え方があり、地域の実情も多様であること等から、十分な意見調整を図りつつ多角的に検討がなされる必要がある。

(4) 「小さな自治」への対応

- ・地方自治法に基づく地域自治区について、市町村の全域への設置義務から、市町村の判断によりその一部の区域を単位として設置できるよう検討すべき。

第 2 監査機能の充実・強化 (略)

第 3 議会制度のあり方 (略)